

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第22号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の315」を「100分の322.5」に、「100分の149」を「100分の151.5」に、「100分の375」を「100分の382.5」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の116」に、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の134.5」を「100分の137」に、「100分の149」を「100分の151.5」に改め、同項第3号中「100分の102」を「100分の104.5」に、「100分の122」を「100分の124.5」に改め、同項第4号中「100分の93.5」を「100分の96」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の116」に、「100分の134.5」を「100分の137」に改め、同項第2号中「100分の102」を「100分の104.5」に、「100分の122」を「100分の124.5」に改め、同項第3号中「100分の93.5」を「100分の96」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

第25条第1項第1号中「100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の262.5」を「100分の270」に改め、同項第2号中「100分の77.5」を「100分の80」に改め、同項第3号中「100分の71」を「100分の73.5」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。